

第3章 市税の納付

①市税の納め方

個人市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(以下、「市税等」という。)には、様々な納付方法があります。

(1) 納付書で現金納付する方法

◆金融機関での納付

市税等は、次の金融機関の窓口にて納付できます。

銀 行	東邦銀行、七十七銀行、秋田銀行、福島銀行、大東銀行
信 用 金 庫	ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫
労 働 金 庫	東北労働金庫
信 用 組 合	いわき信用組合、相双五城信用組合
農業協同組合	J A 福島さくら各店
福島県信漁連	福島県信用漁業協同組合連合会の本店
ゆうちょ銀行	東北6県に所在するゆうちょ銀行または郵便局

◆コンビニエンスストアでの納付

バーコードが印字されている納付書をお持ちであれば、納期限内に限り、全国のコンビニエンスストアで市税等の納付ができます。

■利用できるコンビニエンスストア等は次のとおりです

セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、ナチュラルローソン、ローソン・スリーエフ、ローソン・ポプラ、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ニューヤマザキデイリーストア、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、ポプラ、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー
その他:MMK設置店(スーパーマート各店、ヨークベニマル各店、ツルハドラッグ各店、ウエルシア各店、クスリのアオキ各店、NEWDAYS各店、ヤマザキYショップ各店、イオンいわき店、イオンスタイルいわき小名浜店、サンデーいわき泉店)

◆全国の「地方税統一QRコード」納付書対応金融機関での納付

令和5年4月から、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)については、「地方税統一QRコード(eL-QR)」が印刷されている納付書ならば、全国の対応金融機関で納付ができるようになりました。

- ・「地方税統一QRコード対応金融機関」なら、市指定金融機関等以外でも全国で納付可能です。
- ・対応金融機関は、eLTAXの「共通納税対応金融機関」でご確認できます。

注:「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(2) 口座振替制度

口座振替制度は、金融機関があなたにかわって預(貯)金口座から納期ごと(全期一括納付の場合は第1期の納期)に自動的に振り替えて納税する制度です。

■口座振替はこんなに便利です

- ・納期ごとにわざわざ金融機関などに納めに行く手間が省けます。
- ・忙しくて納めに行けない方、不在がちな方は納め忘れの心配がなくなります。
- ・一度申し込みをすれば、毎年自動的に継続されます。

■口座振替制度の概要

手 続 き	預(貯)金をしている金融機関等の窓口で申し込んでください。 ※申し込みをする際には、申し込まれる方の印鑑と市税の納税通知書、預金(貯金)通帳とその印鑑を必ずご持参ください。
取 扱 金 融 機 関	①市内にある金融機関等の全国店舗 ※あぶくま信用金庫については、いわき市内店舗のみとなります。 ②ゆうちょ銀行(郵便局)
振 替 開 始 時 期	①金融機関で申し込んだ場合 →申し込んだ月の翌月下旬以後に到来する納期分から ②ゆうちょ銀行(郵便局)で申し込んだ場合 →申し込んだ月の翌々月下旬以後に到来する納期分から
振 替 日	各納期の納期限日(納期の末日)
領 収 書	第4期振替後、市税納付済通知書(年度分、国民健康保険税については6期振替後に年間分)が送付されます。 ※市県民税、固定資産税で全期一括振替の方、及び軽自動車税(種別割)の振替をご利用の方は、振替後に送付されます。
そ の 他	口座の残高不足等の理由により振替ができなかった場合には、再振替は行っておりませんので、後日送付される口座振替不能通知書兼納付書で納めてください。

(3) 納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、市税等を納期限内に計画的に納めることを目的として、地域や職場の方などが協力して組織する任意団体です。

令和6年3月末現在、いわき市には272組合があり3,760人の方々が加入されています。

■納税貯蓄組合の設立と加入

市税等を納める人が、地域や職場で原則として10人以上集まれば設立することができます。組合をつくるときは、役員や規約を定めて市に届出をすることが必要です。

また、組合への加入脱退は自由です。組合長に申し出てください。なお、新規加入の場合は、同意書の提出が必要となります。詳しくは、本庁もしくは各支所(税務事務所又は税務担当)までお尋ねください。

■納税貯蓄組合に対して交付する奨励金等

対 象 税 目	交 付 内 容
個人市県民税(普通徴収)	1. 組合設立奨励金 (1) 新規に組合を設立した時………2,000円+組合員数×100円 (2) 既設組合が合併した時………組合員数×100円
固定資産税・都市計画税	2. 組合事務費 (1) 基本額 ア 納期内納付率90%以上の組合………15,000円 イ 納期内納付率90%未満の場合……… 5,000円 (ただし、組合員の数10人未満の組合については、上記にかかわらず、5,000円とします。)
軽自動車税(種別割)	(2) 組合員割額………組合員数×500円 (3) 納付書割額………納期内に納付した納付書の枚数×100円 (全期納付用納付書については、当該納付書を期別納付用納付書とみなします。また、口座振替納付分は交付の対象から除きます。)
国民健康保険税(普通徴収)	

■優良納税貯蓄組合・組合長の表彰

納税成績など優れた功績のあった組合及び組合長を表彰します。

(4) スマートフォン決済アプリによる納付(バーコード)

バーコードが印刷されている納付書ならば、スマートフォン決済アプリで納付できます。

■納付手順

- 1) ご利用となるスマホ決済アプリをダウンロードし、必要事項を登録します。
- 2) アプリを起動し、納付書に印字されたバーコードを読み取ります。
- 3) 支払い内容を確認し、支払いボタンを押します。
- 4) 支払い完了の画面が表示されて終了となります。

■利用できるスマートフォン決済アプリは次のとおりです

Pay Pay(Pay Pay請求書支払い)、au PAY(請求書支払い)、銀行Pay(ゆうちょPay等)、PayB、楽天ペイ(請求書払い)、楽天銀行コンビニ支払サービス(アプリで払込票支払い)、LINE Pay(請求書支払い)、J-Coin Pay(J-Coin請求書払い)、d払い(d払い請求書払い)、ファミペイ(FamiPay請求書払い)

(5) スマートフォン決済アプリによる納付(地方税統一QRコード(eL-QR))

令和5年4月から、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)については、納付書に「地方税統一QRコード(eL-QR)」が印刷されていれば、アプリを起動し、eL-QRを読み取り納付できるようになりました。

※利用できるスマートフォン決済アプリは「地方税お支払サイト」で確認できます。

(6) インターネット「地方税お支払サイト」からの納付

令和5年4月から、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)については、「地方税統一QRコード(eL-QR)」や「eL番号」が印刷されている納付書ならば、スマートフォン、パソコンを使って、インターネット上の「地方税お支払サイト」からクレジットカードやインターネットバンキング等で納付できるようになりました。

■納付方法

- ・スマートフォンやパソコンを使ってeLTAXの「地方税お支払サイト」にアクセスし、「eL-QRでお支払い」または「eL番号でお支払い」を選択する。
 - ・「eL-QR読取」または「eL番号入力」を行い、クレジットカードやインターネットバンキング等により納付。
- ※詳しい内容や手続きについては、「地方税お支払サイト」をご覧ください。

(7) 納付の際のご注意

■次のような納付書はコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでは納付できません

- ・納期限が過ぎたもの
- ・バーコードが印字されていないもの
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- ・金額が訂正されたもの
- ・汚れや破損によりバーコードが読み取れないもの

■スマートフォン決済アプリや「地方税お支払サイト」での納付では領収書が発行されません

- ・領収書は発行されません。各アプリや決済方法ごとの明細等で確認ください。
- ・領収書の発行が必要な方は、金融機関またはコンビニエンスストアの窓口で納付してください。
- ・納付確認まで2～6週間かかりますので、納税証明書の発行をお急ぎの方は、納付書裏面に記載のある金融機関またはコンビニエンスストアで納付のうえ、領収書をご持参ください。

②納期

市税等の納期は次の表のとおりになっています。

納期月	個人市県民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康保険税 (普通徴収)
4月		第1期		
5月			全期	
6月	第1期			
7月		第2期		第1期
8月	第2期			第2期
9月				第3期
10月	第3期			第4期
11月				第5期
12月		第3期		第6期
1月	第4期			第7期
2月		第4期		第8期
3月				

●納期限日

納期限日は納期月の末日(12月は25日)となっています。ただし、納期月の末日(12月は25日)が金融機関の休業日となる場合は、翌営業日が納期限日となります。

ご存知ですか？

いわき市では、昭和63年に「税の完納と振替納税推進都市」を宣言。
市内の金融機関とタイアップし、その推進を図っています。

③納税の猶予と減免

◆徴収の猶予

次の理由等で市税等を一時に納められないと認められる場合に、納税者からの申請に基づいて原則として1年以内の期間に限り、徴収を猶予される制度です。

- ・納税者又は特別徴収義務者の財産が、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあった場合
- ・納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷した場合
- ・納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止した場合など

◆換価の猶予

納税について誠実な意思を有し、かつ、市税等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当すると認められる場合に、申請に基づいて原則として1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価を猶予される制度です。

◆市税等の減免

納税者が、災害に遭う、生活保護を受けるなどの特別な事情により市税等を納めることが困難な場合は、申請に基づき納期未到来の分について市税等の全額又は一部が減免される制度です。

税 目	主 要 件	問い合わせ先
市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の規定による扶助を受ける者 ・当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒 ・民法第34条の公益法人(地縁による団体等を含む)、及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で収益事業を行わないもの ・天災その他特別な事情がある者 	財政部市民税課 市民税第一係 市民税第二係 市民税第三係
固 定 資 産 税	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。) ・天災その他特別な事情がある固定資産 	財政部資産税課 土 地 係 家 屋 係 償却資産係
軽自動車税 (種別割)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者等が使用する軽自動車 	財政部市民税課 市民税第三係
国民健康保険税	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・その他特別な理由があると市長が認める者 	市民協働部 国保年金課 国保税係

※問い合わせ先の電話番号については、60ページを参照してください。

④自主納税と滞納処分

◆自主納税

市税等は、決められた期日(納期限)までに自ら納めなければなりません。これを自主納税と言います。いわき市は、様々な広報活動を通じて自主納税の推進を行っています。

◆市税の滞納

納期限を過ぎて市税等に未納がある方には、督促状や催告書が送られます。この場合、本来納める税額のほかに督促手数料や延滞金も、あわせて納める必要があります。

- ・督促手数料:100円(納期限を過ぎて、督促状が発送されるとかかります)
- ・延滞金の計算

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その納めるべき税額に次の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金がかかります。

■延滞金の割合

期 間	納期限の翌日から1月を経過する日まで	納期限の翌日から1月を経過する日後
原 則	年7.3%	年14.6%
平成12年1月1日から平成13年12月31日まで	年4.5%	年14.6%
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで	年4.1%	年14.6%
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	年4.4%	年14.6%
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	年4.7%	年14.6%
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	年4.5%	年14.6%
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	年4.3%	年14.6%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	年2.9%	年9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	年2.8%	年9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	年2.7%	年9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	年2.6%	年8.9%
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	年2.5%	年8.8%
令和4年1月1日から令和6年12月31日まで	年2.4%	年8.7%

◆滞納処分

市税等を滞納すると、納期限までに税金を納められた方との公平性が保たれないので、滞納がある方の財産(不動産、自動車、動産、給与・預貯金・生命保険・売掛金などの債権)を差押えることになります。

また、差押えをしても滞納が続く場合は、市税を確保するために、差押財産の公売等により未納の税金に充当します。

⑤不服申立て

市税等の賦課決定、滞納処分などについて不服のある場合は、市長に対し審査請求をすることができます。処分に対する内容は次のとおりです。

処 分	申 立 期 間 又 は 期 限
市税等の賦課決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内、又は、差押えに係る決定の通知書を受け取った日(差押のあったことを知った日)の翌日から起算して3箇月を経過した日のいずれか早い日
不動産・動産・債権等の差押え	差押えのあったことを知った日(差押調査もしくは差押通知書を受け取った日)の翌日から起算して3箇月以内、又は公売期日等のいずれか早い日

Q&A

ご質問にお答えします

納税組合に入っているのに納付書が届いたのですが？

Q

私は、数年前から納税組合に加入して固定資産税・都市計画税を納めています。市県民税は、会社で給料から天引きして納めていましたが、昨年会社を退職したので、令和6年度からは自分で納めることになりました。納税組合に加入しているのですから、市県民税も納税組合で納めるものと思っていたのですが、6月に直接自宅へ納付書が届きました。どうしてなのでしょうか。

A

現在、納税組合への加入は、**税目を指定して**手続きすることになっています。そのため、ある税目が加入されていたとしても、新たに課税された税目が加入していなければ、その分の納付書は組合でなく、個人のお手元へ直接送られることになります。

あなたの場合は、固定資産税・都市計画税は納税組合に加入されていますが、市県民税は加入の手続きをされていなかったためその分の納付書が自宅へ届いたのです。

納税組合で納めていたのに、家を相続したら納付書が届いたのですが？

Q

去年までは、私たちが住んでいる家は父の名義でしたので、父が納税組合に加入して固定資産税を納めていました。

しかし、その父が令和5年7月に亡くなり土地と家を相続したところ、令和6年度の固定資産税の納付書が納税組合ではなく、直接私の自宅へ、私の名義と共有名義の納付書が2通届きました。私たちの家の固定資産税は、納税組合を通して納めるはずではないのでしょうか。

A

納税組合へは、**納税義務者ごとに、税目を指定して**加入することになっています。そのため、あなたのお父さんが固定資産税で納税組合に加入していたとしても、あなたが固定資産税の加入をしていなければ、相続した家の固定資産税の納付書は、納税組合ではなくあなたへ送付されるのです。

新たに課税された税目での手続きをしておらず、納付書が直接自宅へ届いた後でも加入の手続きはできますので、お早めに組合長さんへ連絡し、固定資産税の組合加入の手続き(異動届)をしてください。

また、個人名義と共有名義の納付書が2通届いているとのことですが、個人名義と共有名義は別の納税義務者となりますので、それぞれ手続きが必要となります。

なお、納税組合に**新規加入される方は、同意書**が必要となります。

Q&A

ご質問にお答えします

納税組合加入は電話で連絡すればいいの？

Q

私は納税組合長をしているのですが、最近隣に越してきたCさんが私たちの納税組合へ加入することになりました。

市役所へは電話連絡でもいいですか？

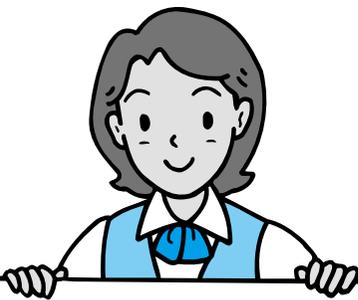
A

納税組合への加入・脱退には、「納税貯蓄組合員・役員異動届(以下「異動届」という。)」を提出していただかなければなりません。

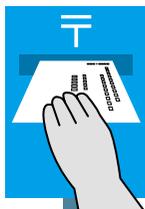
これは、「納税」というお金の受け渡しに関わる重大な事であるため、電話連絡のような「形」に残らない方法による手続きでは、後でトラブルが起きる原因となるからです。

そのため、組合長さんにはお手数ですが、「異動届」を記入し市役所へ提出してください。

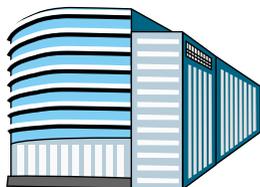
なお、提出は市役所(本庁税務課)に郵送するか、市役所(本庁税務課)、支所(税務事務所または税務担当)、市民サービスセンターへお持ちください。



加入・脱退の際は、どちらかの方法で「異動届」をご提出ください!!



郵送



市役所、支所、
サービスセンターへ持参